

【文京区】融資をあっせん、利子の一部を補給します！

中小企業向け資金融資あっせん

区内中小企業の皆様が事業経営の安定や経営基盤の強化に必要な設備の導入等を図る際に必要な事業資金の融資を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して、文京区が融資をあっせんする制度です。あっせんによる融資が実行された場合には、区が利子の一部を補給します。

※利子補給に関しては、文京区経済課 産業振興係 (☎ 03-5803-1173) までお問い合わせください。

文京区の融資あっせんが受けられる方

- ① 文京区内に主たる事業所（法人企業は本店登記も）を有し、区内で同一事業を引き続き1年以上営んでいること。（区内に本店登記はあるが営業実態がない場合や、本店登記の移転後1年未満の場合は対象になりません。）
- ② 申込みをする日までに納付すべき（納期の到来している）住民税（法人の場合は法人住民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。
- ③ 東京信用保証協会の定める「保証対象業種」を営んでいること。
- ④ 個人事業者にあつては、収入金額の過半数を当該事業から得ていること。
- ⑤ 許認可等を必要とする業種にあつては、その許認可等を受けていること。
- ⑥ あつせんを受ける資金の用途が適正であり、かつ返済能力があること。

融資あっせん申込み・お問い合わせ

受付時間 月曜日～金曜日
午前9時30分～午後4時30分

受付場所 東京商工会議所文京支部
(文京シビックセンター地下2階)

電話番号 03-5842-6731

※創業相談のみ予約制です。

※申請には要件があります。
詳細は下記までお問い合わせください。
また、本事業についてのパンフレットは
下記で配布しています。

2023年度版

文京区中小企業向け融資 あっせん制度のご案内

■文京区中小企業向け融資あっせん制度とは
この制度は、資金の借り入れが容易でない中小企業者のために、区が金融機関と協定を結び中小企業者
の融資をあっせんするための制度です。
区内中小企業者の皆さんが、事業経営の安定や経営基盤の強化に必要な設備の導入等を図る際に必要な事業資金
の融資を受けられるよう、取扱金融機関に対して、区が融資をあっせんします。区が融資資金をお貸しす
るものではありません。金融機関で融資が実行された場合には、区が利子の一部を補給します。

■本制度をご利用できる方

(1) 中小企業者であること
中小企業とは、商号・工業等登録簿に記載の従業員数、
資本金・定款記載の総資産が該当してはは対象となります。

業種	資本金または出資金	従業員数
製造業等 （自衛隊は公安利用タイプ及びチューブ製造業並びに工業用印刷製法業等を除く）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
運輸業	5千万円以下	200人以下
医療・介護・福祉	無制限	300人以下

※従業員数に業種別定員（職員の増減）を超過している場合は対象外です。ただし、パート・アルバイトなどは臨時
員であっても、営業の担当上不可欠な人員は従業員に含めます。
※特定非営利活動法人（NPO法人）も融資あっせん制度を利用できます。資本金の要件はありません。
(2) 文京区内に主たる事業所（法人企業は本店登記も）を有し、区内で同一事業を引き続き1年以上営んでい
ること。
※区内に本店登記はあるが営業実態がない場合や、本店登記の移転後1年未満の場合は対象になりません。
(3) 申込金をする日までに納付済みの住民税・事業税を完納していること。
(4) 東京信用保証協会の定める「保証対象業種」を営んでいること（別添外務簿については、次項(2)参照）
(5) 個人事業者にあつては、収入金額の過半数を当該事業から得ていること
(6) 許認可等を必要とする業種にあつては、その許認可等を受けていること
(7) あつせんを受ける資金の用途が適正であり、かつ返済能力があること

◆お申込み・お問い合わせ
東京商工会議所文京支部
〒112-0003 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階
☎ 03-5842-6731 (直通)
受付時間：月曜日～金曜日（月曜日は休業日を除く）
午前9時30分～午後4時30分
(交通アクセス)
- 東京メトロ丸の内線・有明駅「有明」駅（直結）
- 新大塚駅第三出口・大江戸線「春日」駅（直結）
- 日～土（文京区コミュニティバス）有明駅 有明
「文京シビックセンター」春日駅前



東京商工会議所文京支部（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5842-6731